

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

消費税の端数処理

Q : 消費税の端数処理の特例がなくなるそうですが、どのようになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

この特例は、消費税の総額表示が義務付けられたときの特例で、レジでの変更が間に合わないということへの配慮として、税抜き価格をベースとして消費税額を計算し、円未満の端数が生じた際は、その端数を切り捨てた後の金額を課税標準額に対する消費税額とすることができるとするものです。

具体的には、税抜き価格150円(税込価格157.5円)を店頭で157円と表示して販売しているときは、消費税額は、本来7.5円ですが、7円を消費税額として納付すれば認められるという内容のものです。

この特例の期限がこの3月末で切れることから、延長になるかどうか注目されていましたが、税制改正要綱に盛り込まれませんでしたので、期限をもって廃止されることが決定的になりました。

したがって、4月以降については、消費税の本則に基づき、課税期間中の税込み課税売上高の合計額に100/105を乗じて課税標準額を求め、これに税率を乗じて消費税額を算出しなければならないこととなります。

なお、この取扱いは、課税期間に関係なく、平成19年4月1日以後一斉に適用されますので注意してください。

